

内閣府と関係府との間で調整を行う提案についての  
関係府省からの一次回答及び提案団体からの見解等  
一覧（188件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
2	春日井市	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	<p>【支障事例】 国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦慮している。</p> <p>当市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約100人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ期日どおりに調査できなかつたり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。</p> <p>【税務関係者が統計調査業務に従事することについて、住民が疑念を持つという懸念に対する説明】 調査に従事した職員の中には多くの元税務関係課職員がいるが、税務の調査に利用されるとの誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。実際、調査票の中に税務調査に関係し、通常の税務調査では知り得ない項目はない。</p> <p>元々、統計法で守秘義務が定められており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律もある。個人情報に関する法律上での環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されないことは明らかである。</p> <p>また、市ではさまざまな分野で市民と利害関係にあるが、実際に国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を受けたり、トラブルになったりしたこともない。</p>	総務省	<p>仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山梨市、三島市、一宮市、小牧市、八幡市、伊丹市、出雲市、広島県、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、糸島市、大村市、八代市、宮崎市</p>	<p>○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。</p> <p>○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじみず、その確保を難しくしている現状にある。</p> <p>○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳代以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。</p> <p>○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。</p> <p>○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。</p> <p>平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。</p> <p>○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。</p> <p>○当市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。</p>
3	川口市	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	<p>国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。</p> <p>このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。</p> <p>本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。</p>	厚生労働省	<p>寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市</p>	<p>○左記の通り当町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴税の資料として利用されるのではないかの誤解を招くことがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。</p> <p>今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識しているが、当該要件は、世帯における調査への誤解を招くことのないようにするものでもある。</p> <p>一方で、国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならないことも理解している。このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。</p>	<p>統計調査実務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。</p> <p>税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で実質的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。</p>	<p>【三島市】</p> <p>市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。</p> <p>このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時までには結論を得ていただきたい。</p> <p>【所沢市】</p> <p>具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っているところである。</p> <p>限度額適用認定証の交付申請にあたっては、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号に基づき「保険料を滞納していない旨」を届け出ることとしているところである。</p> <p>地方自治法第231条の3第3項に基づき条例で定められる「延滞金」については、国民健康保険法第76条に定める「保険料」の滞納に伴い生じるものであるが、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号においては、要件を「保険料」に限定しており、「延滞金」の滞納をもって限度額適用認定証の交付を行わないことが適切ではないことは明らかであるため、条文の改正や通知の発出は要さないものとする。</p>	<p>限度額適用認定証について滞納者に対し交付制限が設けられていることの趣旨が、国民健康保険は保険の仕組みを基本とした相互扶助によって成り立つ制度であるという基本理念を損なう可能性の防止を考慮したものであるなら、滞納者が延滞金のペナルティとしての役割を軽視することがないよう、交付制限の要件として延滞金を含めるとする解釈があつたとしても、全く的外れであるとは言い難いのではないかと考える。</p> <p>実際に本市周辺だけでも、複数の自治体で延滞金も含めて完納した者に限度額適用認定証の交付を行っており、全国では相当数の自治体がこのような解釈をした運用をしているものと考えられる。</p> <p>当該交付要件が、条文上、限定的に表現されているにもかかわらず、各自治体の運用に相違が生じていることは、条文の文言による形式的な読み取りだけでは、条文制定の元となった制度の趣旨を解釈しきれない状況となっていることを明示するものである。</p> <p>国保広域化に係る事務処理の標準化が推奨される現状において、条文上明らかであるはずの同一制度の運用に違いがあるまま放置することは、対象となる市民を混乱させることになる。</p> <p>このため、市町村間の相違を是正し整合性を担保するため、少なくとも通知を発出し、全国の自治体に対し当該制度の趣旨を含めた周知が必要であると考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答は、国民健康保険の限度額適用認定証の交付に必要な「保険料」の納付について延滞金を含まないことは現行制度上明らかであるとしているが、施行規則の条項のみでは「保険料」が延滞金を含むか否かについて各自治体の判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて根拠を明確化したうえで各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
4	川口市	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者等が複数の窓口へ申請事務を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。 【具体的な支障事例】 融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。	経済産業省	石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、寝屋川市、出雲市、熊本市、宮崎市	<p>○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の視点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考えており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。</p> <p>○当市においては、平成21年度の認定件数は1,000件を超え、従来の認定担当者のみでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部重複するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考えられる。</p> <p>○制度の性質上、申請者である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、当市の認定事務(書類の精査及び市長印の押印)は事務決裁規定に基づいて行われるため、最低2日を要する。また、現在は認定業種が少なく申請件数は年20件程度ではあるが、申請が多い年(平成20年度544件・平成21年度の678件等)があると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を減らすことができる。</p> <p>○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けても融資を受けられない事案もあった。保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も含めて迅速に判断することができるようになる。</p> <p>○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている点も問題である。</p> <p>○事業者又はその代理人が申請を行う際、「営んでいる業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」や「どの様式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数は多くないものの事務の負担が生じている。また、認定書の有効期限を1か月としているが、「期限が切れたので再申請したい」という問い合わせも年に数回あり、認定書を取得してもその他手続に時間を要するためか、事業者の負担となっていると思われる。</p> <p>○認定申請自体も委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会で行うことでワンストップで行える利便性は高い。地震等の災害発生時などの緊急性を要する第2条5項4号の認定においても、現状では事業者は市町村での認定手続き後に保証協会へ審査申込となり、迅速な審査等手続きがされているとは言い難い。</p> <p>○短期間でセーフティネット認定に至らなければならない、事務的負担が大きい。また、市を経由して保証協会に到達することにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申込者の意向に沿えない。</p> <p>○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならない、現状として、特定中小企業者等にとって事務負担は大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はある。</p> <p>○本市での認定事務は年間5～6件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあり至急で処理を行っているが、信用保証協会でのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。</p> <p>○信用保証協会がワンストップで申請を受け付けることで企業の負担を軽減することが図れる。</p> <p>○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多数の4号認定申請が集中することとなり、現在の二窓口体制では迅速な融資実行に支障が出ている。6号認定(取引金融機関破綻)についても同様。</p> <p>○提案団体と同様に、融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。</p>
6	川口市  【重点31】	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	【支障事例】 当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。) また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。 過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。	国土交通省	静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市	<p>○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。</p> <p>また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領(平成30年1月31日国土交通省航空局長通知)5-6にかける「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当局主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。</p> <p>○当市も、災害対応や消防団活動(行方不明者捜索等)に無人航空機(ドローン)の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。</p> <p>○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。</p> <p>当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。</p> <p>しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。</p> <p>○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。</p> <p>飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。</p> <p>○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部(市町)が増えることが予想される。</p> <p>県内にも人口集中地区(4,000人以上/km2)は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証及び15条に規定する危機関連保証(以下「セーフティネット保証」という。)は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度である。</p> <p>セーフティネット保証を利用するためには、当該中小企業者が中小企業保険法第2条第5項に規定する「特定中小企業者」(経営安定関連保証の場合)又は同条第6項に規定する「特例中小企業者」(危機関連保証の場合)に該当することについて、市区町村長の認定を受けることとなっている。</p> <p>このセーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由としては、大きく以下の二点が挙げられる。</p> <p>① 市区町村は中小企業者にとって最も身近な公的機関であることから、有事の際の中小企業にとって、申請に際しての利便性が確保できること。この点、支障事例でも記載いただいているとおり、リーマンショックのような経済危機時や災害時には認定申請が急激に増加する傾向にある中で、信用保証協会は基本的に各県に一つしかなく市区町村数と比較しても窓口数が圧倒的に少なく、有事の際に、的確かつ迅速に認定事務及び審査事務を行うためには、従来通り、市区町村等と信用保証協会が両事務を分担して実施することが適切である。</p> <p>② セーフティネット保証については、有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険契約の当事者である信用保証協会ではない公的な第三者が認定を行うことによって客観性を担保することが重要であること。</p> <p>さらに、近年利用が急激に伸びているセーフティネット保証4号については、発動や期限の延長に当たり、自治体の要請に応じて柔軟かつ迅速に発動する仕組みとなっていること等に鑑み、自治体におかれては認定事務を通じて主体的に制度の運用に関与していただくことが重要である。</p> <p>以上より、「セーフティネット保証にかかる特定・特例中小企業者の認定」については、今後も自治体からご協力をいただきたい。</p> <p>その上で、可能な限り中小企業・小規模事業者の負担とならないよう、引き続き、市区町村等と信用保証協会が一層連携してご対応いただきたい。</p>	<p>まず①への見解だが、融資の受付及び審査は通常金融機関と保証協会の二者で行っているにも関わらず、セーフティネット保証の認定に市町村が関与することで全体の事務量としては絶対的に増加する。回答中では最も身近な公的機関として市町村を挙げ、市町村を窓口とすることで中小企業者にとって有事の際にセーフティネット保証申請の利便性が確保できるとしている。しかし現状、中小企業者は金融機関へ融資の申込を行い、保証協会への保証の申込は金融機関を通して行っており、加えて市町村の窓口でセーフティネット保証の申請の手続をしなければならない。この手続は有事の際のセーフティネット保証付の融資も変わらず、金融機関へ申込せずに市町村の窓口と信用保証協会だけで融資を実行することは不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中小企業者の利便性は全く確保されていない。</p> <p>次に②への見解だが、セーフティネット保証認定の内容が単純な数値や業種等であって市町村に裁量・判断の余地はなく、認定事務を行う者によって可否が変わらないという性質を踏まえると、単にその認定について第三者の担保を得るために申請者に余計な負担を課すことは適当ではない。また、自治体からの協力を得たいとのことであるが、現行制度において金融機関や保証協会から融資の結果等に関する情報共有等さえも行われておらず、市町村に対して単純かつ片務的に認定事務の負担が強いられているだけであり、到底主体的に関与しているとは言い難い。</p> <p>以上の理由から①、②は市町村が当該事務を行うべきという理由とはならず、当市は保証協会がワンストップで保証に係る審査をすべきであると思料する。</p>	<p>【春日井市】</p> <p>セーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由として挙げられた二点について、まず、一点目において、市区町村は身近な公的機関ではあるものの、ここでいう有事の際、中小企業が必要とする支援は融資支援である。融資支援を行うのはあくまでも、金融機関およびその融資の保証に入る保証協会である。そのため、中小企業にとって、申請に際しての利便性確保を重視するのであれば、市区町村の介入は不要と考えられる。また、経済危機時や災害時に認定申請が急激に増加する場合においても、セーフティネットの認定事務及び審査事務は保証協会が通常の融資の与信判断で行う財務分析や調査の範囲に収まるものであるため保証協会の業務への影響はあるものの、中小企業の利便性向上により得られるメリットの方が大きいと考えられる。</p> <p>二点目について、公的な第三者の視点での認定が必要とのことであるが、セーフティネット認定は一定の条件に売上げ等が合致しているかどうかを定型的に判断し認定するものであるため保険契約の当事者である信用保証協会が行ったとしてもその公平性に支障は無いと考えられる。さらに、セーフティネット保証4号についても、発動や期限延長は自治体の要請に基づいたものであるが、災害時こそ迅速な対応が必要であり、市区町村への申請を経てからの融資申し込みは中小企業への時間的負担の増加となる。</p> <p>以上のことを踏まえ、今一度、制度改正について一考していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不相当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。</p> <p>しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合であっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。</p> <p>したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。</p>	<p>訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答(柔軟な対応)で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。</p> <p>ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。</p> <p>今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると思う。</p> <p>また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立入りがなく、第三者への危害も考えにくい。</p> <p>当該措置による安全性は、四面及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案による飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。</p>	<p>【静岡県】</p> <p>示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いをしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
7	萩市  【重点25】	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるように要件を緩和していただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。 へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な薬局を維持することができなくなり、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	厚生労働省	山口市、徳島県、高知県	○本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。 ○本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。 過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。 過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤師の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。 ○本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。 また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。 このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるように、許可要件の緩和が必要と考える。 ○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。 高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。
8	広島市、広島県  【重点27】	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。 こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。 このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	内閣府、総務省、厚生労働省	仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市	○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。 ○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。 ○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。 ○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。 世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したものの。 照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。 ○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。 その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。 ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。 ○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。 ○本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。 現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。 ○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>薬局の管理者は、薬局を実地に管理する必要があり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する業務に従事することが禁止されているが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)の許可を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が兼務することが認められる。この許可の取扱いについては、昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知(以下「通知」という。)において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められるとき」とされており、兼務することが認められる場合は限定されている。</p> <p>少子高齢化が進行する中、へき地において、必要な水準を確保しつつ、必要な医療サービスを提供することは重要であると考えている。</p> <p>薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、制度部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。</p>	<p>へき地においては高齢化が急速に進行し、追加共同提案団体のように本件提案と同様の支障事例を抱える自治体も多い。全国的に見ると薬局数及び薬剤師数は増加傾向にあるものの、へき地では薬剤師の人材確保が極めて困難であり、現在、地域のために頑張っている薬局の存続や新規開局は困難な状況にある。</p> <p>2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、地方、特にへき地では時間的猶予がないため、本件提案に対して、できる限り早急に結論を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。</p> <p>なお、検討を踏まえ、提案を実現する方法として法改正など所要の措置に時間を要するようであれば、暫定措置として平成23年のかがわ医療福祉総合特区で認められたように「個別の事案を勘案し、薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずるおそれがないと認められるときは、へき地薬局の管理者がその他の薬局で薬事に関する業務に従事することを都道府県知事が許可できる(現行法制度で対応可能)」旨の通知を发出される等により、当該薬局が撤退する前に一刻も早く対応していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。</li> <li>・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や帳票の改正費用等)等のコストを要すること。</li> <li>・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。</li> </ul>	<p>マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。</p> <p>本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会に要する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能とすることで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に合った内容であると考えている。</p> <p>なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も同様である。</p> <p>本市の提案における「休業補償給付等」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間29件(平成29年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が1.16%(平成29年度)であることを踏まえると、労働基準監督署への照会件数は全国で約2,500件程度であると推計される。これに対し、1次回答にある84件は本省が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。</p> <p>また、現在、労働基準監督署等への照会は時間を要するため、生活状況の聞き取りなどを行い不正受給のおそれを把握した場合に限って行っていることから、不正受給を見逃がす可能性も高くなっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p>	<p>【千葉県】 ○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。</p> <p>特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を疎かにすることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p> <p>○ また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。</p>	<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
9	広島市	行政不服審査法に基づく審査手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審査手続に係る事務を廃止するよう求める。	<p>国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審査手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審査が可能となっている。</p> <p>一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審査手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審査ができない状況にある。</p> <p>実際、平成28年度及び平成29年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求のうち、11件の審査請求について審査庁が口頭意見陳述を実施した。</p> <p>については、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審査手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審査手続の廃止を求める。</p>	総務省	旭川市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、中津川市、山梨県、浜松市、京都府、京都市、神戸市、伊丹市、徳島県	<p>○簡易迅速な国民の権利利益の救済という改正法の目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開審査会等においても、インカメラ審理等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されるのであれば、審査庁における審査手続を法の適用除外とし、簡素化できるようにしても特段の支障はないと考える。</p> <p>○情報公開条例において、行政不服審査法に規定する審査手続と同等の内容を情報公開審査会の調査権限として規定しており、行政不服審査法に基づく審査手続を省略したとしても、審査請求人の救済の妨げとなることはなく、むしろ審査の迅速化につながるものと考えられる。</p> <p>○本県でも審査請求の件数が増加しており、広島市と同様、審査請求人にとっては、簡易迅速な救済が可能になること、また、実施機関にあっては、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に係る事務負担の軽減が可能となることの観点から廃止を求めたい。</p> <p>有識者で構成される審査会において審査されることにより、不服審査法の目的は達せられると考える。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 行政不服審査法(以下、「法」という。)は、国民の権利利益の救済を図るため、国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており(法第1条第2項)、条例において法に定める審理手続を適用除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。</p> <p>○ また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審理員を指名しないことができることとされており、これらの活用により、一定の負担軽減を可能としているところである。</p> <p>○ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことを理由に審理手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず(※)、より簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難</p> <p>○ なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあった場合にのみ実施されるものであり、実質的な審理を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であると考えます。</p> <p>※1 例えば、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例では、第10条で「審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定されており、法第2章第3節に定める審理手続の適用を除外したとしても、審査請求人による口頭意見陳述の機会が担保されていると言える。しかし、このような条例の規定が置かれぬ場合、法第2章第3節に定める審理手続の適用が除外されてしまうと、審査請求人による口頭意見陳述の機会は失われてしまうことになる。</p> <p>※2 自治体の情報公開・個人情報保護関係条例を検索したところ、旭川市では口頭意見陳述の規定が確認できなかった。</p>	<p>国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求については、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に規定する審理手続が適用除外されている。これは、「新・情報公開法の逐条解説」(宇賀克也著)によれば、「一般的には、審査請求人が開示を求める理由を問うことなく、当該行政文書の開示が可能かを客観的に判断すれば足りるため、審理員が審理関係人から意見を聴取したりする必要性が乏しいこと」、「審理関係人から意見の聴取等を行う必要が生ずる場合もありうるが、その場合には、情報公開・個人情報保護審査会が行うことができるので、審理員による審理を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問するほうが、迅速な審理が可能になること」に照らしたものであるとされている。</p> <p>こうした情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求の性質は国も地方公共団体も何ら変わるものではないが、現行の規定は国の事務についてのみ適用除外を認め、地方公共団体における迅速な審理を阻害しており、合理的ではない。</p> <p>このような制度上の不合理性を改善するためには、現行の法の規定を改正するしかないと考えている。</p> <p>については、国と同様の審理の簡素化・迅速化を図れるよう、審査庁による審理手続を適用除外とするための法整備について御検討いただきたい。</p> <p>なお、「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず」という点については、法整備を行うことで解消できるものであり、貴省の懸念は当たらないと考える。</p>	<p>【神戸市】</p> <p>○ 行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会等(以下「審査会」という。)による審理手続は、長年の実績もあり、条例において手続を定めるといふ1点をもって、審査請求人の手続的権利の保障されないものではない。また、国において法が適用除外としていることとの均衡からも、審査会が実質的な審理を行うにもかかわらず、それに至る手続が、国と地方公共団体とで手続が大きく異なることは、審査請求人の混乱を招く一因でもあり、望ましいものではない。</p> <p>○ 条例に基づく処分について、審理員指名手続の適用除外を設けているものの、多くの手続は、審理員を審査庁と読み替えて行うべきこととされており、大きな負担の軽減とはなっていない。従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速に審理が行っていたところ、法改正により、弁明書の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明書・反論書のやり取りのため、時間が費やされている。</p> <p>○ 従来は、実質的な審理を行う審査会の場で口頭意見陳述が行われ、審査庁に対し口頭意見陳述を求められるケースはなかったが、法の改正により審査庁が行う口頭意見陳述の場で処分庁に対する質問権が認められたことにより、質問権を行使するためだけに審査庁に対し口頭意見陳述の申立てをするケースがあり、審査庁が行う他の事務に加え、その負担は増加している。</p> <p>○ 「条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれ」については、以下の案のように、条例で手続を定めた場合には法における同様の手続に代えることができるような制度設計にすれば、手続的権利を保障しつつ、屋上屋を重ねるような二重の手続を行うことはなくなる。(条例において、審査会が口頭意見陳述を不要と認めた場合には行わない旨規定している場合は、審査庁が法に基づき行うことが義務付けられるような制度とする。)</p> <p>【第9条改正案(項追加)】</p> <p>5 第1項ただし書の特別の定めがある場合において、当該地方公共団体の条例に地方自治法第138条の4第3項に規定する機関が第3節に規定する審理手続と同様の手続を行うことと定められているときは、第3項の規定にかかわらず、第3節に規定する審理手続に代えて、当該条例で定める手続により行うことができる。</p> <p>【栃木県】</p> <p>法第9条ただし書により、条例に基づく処分について、条例で審理員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的な審理は行わないこととなる。このような状況で口頭意見陳述を行っても、形式的なもの以上の効果は期待できない。</p> <p>条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁における口頭意見陳述を含む手続について、適用除外規定を設ける法改正を行うことが適当である。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
10	広島市、広島県	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。しかしながら、オートロックマンションやワンルームマンションを中心に、調査のための面接さえ困難な世帯が増加し、調査員のなり手が不足することから、本市では市職員を調査員として従事させ、調査を実施しているところである。 この調査員の選考に関し、国の事務要領では、「国勢調査の調査票が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではないかという誤解を招くことのないようにするため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に直接関係のない者であること」としている。このため、本市の税務関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。 これについては、税務事務での活用が調査目的とならないことは国のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務があって他行政での転用が認められない制度上の担保がある。 今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯がますます増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員のなり手がさらに不足し、これまで以上に市職員を調査員として活用することが必要になってくるものと予見される。 ついでに、税務関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるよう要件の緩和を求める。	総務省	仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、市川市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山梨市、三島市、春日井市、小牧市、八幡市、伊丹市、南あわじ市、島根県、防府市、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、島原市、大村市、八代市、宮崎市	○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。 ○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじみず、その確保を難しくしている現状にある。 ○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳代以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。 ○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。 ○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。 平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。 ○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。 ○本市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。
11	広島市、広島県	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。 特に市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。 そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	総務省	宮城県、仙台市、山形市、八王子市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、浜松市、田原市、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、生駒市、倉敷市、府中町、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市	○本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第273条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。 しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には85か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。 一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことによって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点は期日前投票のみに必要なものではない。 投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。 なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。 ○本市においても、市内在住職員の数が減少しており、今までどおり投票管理者及び同職務代理者の確保が出来ない事が予想されている。 また、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であることから、住民の中から選任するのも難しく、自治会等の協力も得がたいため、法改正を要望する。 ○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と動員を要するイベントが重なった場合など)

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴税の資料として利用されるのではないかの誤解を招くことがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。</p> <p>今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識している。</p> <p>国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならないことも理解している。</p> <p>このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。</p>	<p>調査員の選考に当たっては、統計法上、調査票情報等の利用制限が規定されていることを前提とするならば、現行の市町村事務要領に規定されている「税の賦課徴収の事務に直接関係する者」を選考しても支障とはならないことから、本市提案の実現に向け、2020年に実施予定の次回国勢調査に間に合うよう、具体的なスケジュールの下で検討いただきたい。</p>	<p>【三島市】 市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。</p> <p>このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時までには結論を得ていただきたい。</p> <p>【春日井市】 統計調査実務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。</p> <p>税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で実務的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。</p> <p>【所沢市】 具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>投票管理者及びその職務代理人については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。</p> <p>これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。</p>	<p>投票管理者及び同職務代理人の選任要件を、「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるとする本市の提案は、市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に大変苦慮しているという実態を踏まえた上で提案したものである。</p> <p>については、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急をお願いしたい。</p>	<p>【八王子市】 投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。</p> <p>平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に確実に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
12	広島市、広島県	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。 そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	総務省	宮城県、仙台市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、浜松市、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、岡山県、倉敷市、府中町、高松市、宇和島市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市	<p>○当市においても投票立会人の選定には毎回苦労しているところであり、制度改革を希望する。「当該投票区の選挙人名簿に登録されていること」は、投票事務の公平を確保する公益代表という立会人の職責を果たすための必須要件ではないと考える。</p> <p>○当市においても、提案団体が示す投票立会人選任要件に関する支障事例が発生している。提案団体と同様に高齢化と就業構造の変化が背景にあり、一つは中心商店街が属する投票区において、店舗は当該商店街の投票区にあるが、住所は郊外の住宅といった自営業者が多く、投票立会人の選任要件が支障となり選任することができない。いわば、地方都市におけるミニドーナツ化現象とも言うべき事態が進展しており、選任に時間を要し大変苦慮した事がある。また、もう一つは限界集落的な有権者20数名の投票区が存在しており、投票立会人の選任をしていたが、当日急病になったため、代替の投票立会人を依頼するのに時間がなく困ったこともある。現在の投票所の環境を考えると、期日前投票所同様に「当該選挙の選挙権を有する者」に選任要件を緩和されると効率的な選任が行えるようになる。</p> <p>○本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。</p> <p>○人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考え。</p> <p>(ただし、投票立会人の資質として、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通暁し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせた見直しを図ることが必要と考える。)</p> <p>○過疎化により有権者数が極めて少数となり、更に高齢化している、投票区においては、「各投票区の選挙権を有する者」を投票立会人として選任することが困難になっている。実際に投票立会人を選任できずに投票区を統合した事例もあることから、「当該選挙の選挙権を有する者」に要件緩和を要望する</p> <p>○当県においても、選挙人数が少ない投票区を抱える市町村等から、投票立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、立会人の選任要件の緩和は、投票所の円滑な運営や少数投票区の維持のため必要と考えている。</p> <p>そもそも、選挙当日の投票立会人を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」に限ることとしているのは、「当該投票区の選挙人は、自己の区域内における事情に通暁し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者と認めた趣旨」(昭和31.6.9東京高裁判決)であるためと解される。</p> <p>しかしながら、現在の地域コミュニティの状況においては、必ずしも上記趣旨を実現できるものとなっていないこと(地域・投票区により事情は様々であるため。)、期日前投票所における投票立会人には同様の制限がなく、かつ、そのために選挙の公正が阻害されるような具体的な支障は生じていないこと、上記立会人の制限により、投票立会人の選定に苦慮している市町村があること、等を考慮すると、投票立会人として「最も適当な立場にある者」は、法で一律に規定するのではなく、その地域の事情に精通している各市町村において個別に判断することが適当と考える。</p> <p>○本市においては、投票区内の町内会連合会に対し、立会人の推薦を求めているが、投票区と町内会連合会の区域は必ずしも一致しないことから、投票区外の選挙人が推薦された場合、再度推薦依頼を行うなど、あらためて手続きが必要となり、町内会連合会、選管の双方に負担がかかっている。本市が構成員となっている指定都市選挙管理委員会連合会からも同内容の法改正要望を行っており、主旨に賛同する。</p>
13	広島市、広島県  【重点36】	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。 しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。 電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。 そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。	総務省	福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、南あわじ市、山口県、徳島県	<p>○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決済手段の一つとして整備されていくことで市民の利便性の向上、収納率の向上が期待できる。</p> <p>○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に通曉し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。</p> <p>投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものと考えているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。</p>	<p>選挙当日の投票立会人の選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるとする本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるということ踏まえた上で提案したものである。</p> <p>については、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願したい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。</p> <p>電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。</p>	<p>現行の地方自治法第231条の2第6項の規定により、電子マネーを利用した公金の収納が可能である旨の回答をいただいたので、その旨を地方公共団体に対して通知していただきたい。</p> <p>なお、クレジットカードによる市税等の納付においては、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることの申出や承認等の必要な手続は、一般的にはインターネットを活用したクレジットカード用の支払サイトにおいて行われている。一方、電子マネーを利用した市税等の納付について、本市ではコンビニエンスストアなどでの納付を想定しているところであるが、当該納付の際に、納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることをどのように地方公共団体へ申し出るのか、また、地方公共団体がどのようにこれを承認するのか等について、具体的な方法を御教示いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
14	富山市 【重点19】	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限定されるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。 一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。 その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。	厚生労働省	三条市	○火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいことから民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。
15	富山市 【重点19】	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓埋法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。 そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。 国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。 高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。 なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。	厚生労働省	徳島県、大村市	○広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。 ○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。 なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。 ○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>墓地、埋葬等に関する法律においては、火葬は火葬場以外の場所で行ってはならないとされていること、日本における火葬率は99%であることなどを踏まえれば、我が国においては、火葬場は国民が一生のうちでほぼ必ず利用する施設であり、また、国民の宗教的感情に密接に関連するものであることから、このような火葬場を営む事業は、高度の公益性を有しているといえる。</p> <p>このため、誰もが火葬場を利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどして利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、持続性が求められているところである。</p> <p>仮に、これらの点について十分な考慮をせずに安易な経営許可がされれば、例えば、営利を追求するために火葬の手数料が過大となったり、営業者が採算や収益の悪化などで火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の利用が困難となる者が出てくるなど、国民の宗教的感情の保護の点から看過し得ない事態が生ずるおそれがあり、ひいては、国民の宗教的感情に適合した火葬等の実施という、墓地、埋葬等に関する法律の目的が果たせなくなるおそれがある。</p> <p>このようなことを踏まえ、火葬場の経営主体については、非営利性及び持続性の観点から、地方公共団体のほかは、公益法人や宗教法人に限るとされているところである。</p> <p>今回の提案については、従来の経営主体だけではなく、民間事業者による経営を認めるよう求めるものであるところ、民間事業者による経営については、上記の問題があることから、火葬場の経営主体として相当でないと考える。</p>	<p>○火葬場を営む事業は高度の公益性を有していること、利用者の保護や健全かつ安定的な運営を永続させる観点から経営主体には非営利性・持続性が求められていること、そのようなことから火葬場の経営主体を地方自治体等に限定する現行の通知の趣旨については本市も理解しているところである。</p> <p>○一方で、民間事業者が経営主体である火葬場が運営されている地域もあり、貴省が危惧するような法の目的が果たせない実態にあるとは必ずしもいえないと考えられる。</p> <p>○また火葬場には高度の公益性を求めているにもかかわらず、建設や維持管理に財政支援措置がない中で地方自治体は施設整備をしてきた。高齢化や人口減少が進行していく今後においては、公共だけで施設を運営していくことよりは、民間事業者が参画しやすく自由な経営ができるような環境を整え、提供される火葬サービスの充実を図ることの方が、利用者の利益の増進や施設整備等に係る国・地方全体の経費削減、公共マネジメントの推進につながるものと考えられる。</p> <p>○経営許可の主体は地方自治体であり、事業者が安易に撤退することのないような許可基準や参入・定着しやすい措置の整備を図ること、多様化する火葬料金に対する利用者への補助制度の整備等を行うことで、規制緩和により想定される課題には対処できるものと考えられる。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会を設けることは、墓地、埋葬等に関する法律においては何ら制限されておらず、各地方自治体の判断により協議会を設けることは現在でも可能である。</p> <p>なお、火葬場の設置・運営の広域化については、既に広域化に取り組んでいる都道府県、市町村等の例を参照することで、推進していただけたらと考えている。</p>	<p>○現行法においては、広域的な連携に向けた協議会を設けることに制限がないというよりは、そもそも広域化は想定されていないととらえるほうがより実態に近いと考えられる。</p> <p>○今後の火葬場の抱える課題に対応する方法のひとつとして広域化の推進が挙げられ、それを法に明確に盛り込むことによって、広域化を促す実効性が担保されることになる。</p> <p>○もちろん既に広域化に取り組んでいる他自治体の例を参照することでも広域化は推進されるものであるが、法改正により広域化をすすめる上での選択肢が増えることにつながるものと考えられる。</p>	-	<p>【全国知事会】 協議会制度を法律上位置付けるに当たっては、地方分権推進計画を踏まえて、国が法令により個別の行政分野毎に協議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、義務付けとならないよう、その方法について十分検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
16	浜松市、熱海市、御殿場市	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うに当たり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を撤去するよう全国一律の対応を求められるため、調整に多大な時間を要する。 迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切撤去を求められている。 道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の撤去箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切撤去の合意に至るまで約10年要した)。 【懸念の解消策】 当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本/1H)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	国土交通省	桶川市、京都市、廿日市市、愛媛県、松浦市	○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。 ○踏切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。 ○当市における鉄道も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の撤去を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。 ○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、別の箇所の踏切撤去を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。 ○踏切の拡幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、撤去できる踏切が無い場合、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。 ○県道改良で2車拡幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に撤去を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。 この場合、撤去の代替策として、「踏切拡幅指針3.(2)①」での鉄道事業者側による「踏切道拡幅=安全性低下」との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、拡幅する当該踏切以外の踏切に対し、4種踏切の1種化(遮断機の設置)から、障害物検知装置の追加設置を最低限として、いずれかの対応を求められている。 本県においても都市部に比べると、鉄道の運行回数は少なく、鉄道事業者側による「踏切拡幅指針」の解釈「踏切拡幅=安全性低下」とは一概には言えない場合もあると思われ、本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。
17	袋井市  【重点34】	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者が処理できないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に関し、産業廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の熔融処理を可能とする規定を追加されたい。	【現状】 本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/lを超える鉛が含有しており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。 【支障事例】 基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/tと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、熔融処理において約5万円/tで処理が可能であるが、処理が可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。 また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。	環境省	静岡県、兵庫県	○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒に検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるようにしていただきたい。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 道路法第31条第1項及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条において、道路と鉄道の交差の方式は、原則、立体交差としなければならないとされているところであるが、例外として、道路の交通量・鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合等について、道路管理者と鉄道事業者との協議が整うことで、立体交差としないこと(踏切道の新設等)も可能とされている。</p> <p>○ したがって、踏切道新設時の既設踏切道の統廃合について柔軟に対応することは、現行の制度の下においても可能である。</p> <p>○ 一方で、第10次交通安全基本計画(閣議決定)においては、平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減する目標を設けるとともに、国民の安全確保を目的に、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、踏切道の統廃合を促進しているところである。踏切の数を減らしていくことは、交通安全の確保上、非常に重要なことであるが、こうした踏切数削減の取組がともすると上記の例外規定の適用を困難にしている可能性が認められるところである。</p> <p>○ このため、現在、鉄道局において、踏切道新設に際しての考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である。</p> <p>○ なお、今回、浜松市等から示された具体的な支障事例中では、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものでないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切の除却を求められている。」という記載があるが、同指針は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。</p>	<p>○踏切道の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の除却箇所の選定や地元住民との調整に長期間を要した本市の事例を踏まえて、迅速な道路整備が可能となるよう、必ず既存の踏切除却を求めるのではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等、地域の実態を勘案し、現場が柔軟に判断できるよう早期に対応願いたい。</p> <p>○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見を聴く等、地域の実情も反映いただきたい。</p>	<p>【愛媛県】</p> <p>回答では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である」とあるが、共同提案での支障事例にのよりに、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。</p> <p>回答にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替策として安全対策等の追加措置が求められており、協議・調整に時間を要する事例がある。</p> <p>そこで、踏切新設と同じように既設踏切道の統廃合についても、地域の実情に応じ個別判断できる柔軟な対応が可能となるような指針の運用に見直しをお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、所管省からの回答が「対応することは、現行の制度の下においても可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>
<p>廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。</p> <p>その上で、廃棄物処理法第15条の2の5において、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合における手続の特例措置を規定しており、また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。</p> <p>鉛を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高濃度の鉛を含む廃棄物の処理については、鉛という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。</p> <p>本件については、既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、また、上記の趣旨に鑑みても、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>鉛を含むブラウン管ガラスを処理できる一般廃棄物処理業者は、全国でも数社しかなく、運搬費も含めた処理コストが高額となる現状がございます。</p> <p>特定家庭用機器再商品化法に基づく処理につきましては、指定法人に確認したところ、既に破砕された状態では家電四品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとの回答がございました。</p> <p>鉛を含むブラウン管ガラスは、通常、産業廃棄物として広く処理されており、産業廃棄物の溶融処理施設を活用して適正な処理をすることが可能であるにもかかわらず、一般廃棄物処理施設の設置許可の取得について、事業者側のメリットがないため、自発的な取得が見込めない状況がございます。</p> <p>以上のような状況のもと、地方自治体がやむをえず行政代執行を行った場合等において、</p> <p>①鉛を含む有害物質を産業廃棄物として中間処理する施設は、施設の設置許可を要せず、生活環境影響調査等も不要であるため、同業者が行政代執行の際に一般廃棄物として処分する必要がある場合も、同様に一般廃棄物処理施設の設置許可を不要、あるいは、許可を必要としたとしても、手続きの簡素化、迅速化の観点から当該調査等を不要とすべきではないかと考えます。</p> <p>②廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、一定の安全適正な処理が可能なら施設とも考えられることから、同法15条の許可を取得した施設とみなし、同法第15条の2の5の特例の対象への追加などで、処理が可能となることが、自治体の財政負担の軽減や環境保全の点からも公益にかなうものと考えます。【補足資料参照】</p>	<p>【静岡県】</p> <p>今回の事例は、行政代執行により市が主体となって速やかに処理を行う特殊な事情によることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加などの特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
18	松戸市	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	総務省、財務省、厚生労働省	船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市	<p>○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。</p> <p>また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。</p> <p>○国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。</p> <p>○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。</p> <p>○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。</p>
19	伊佐市、阿久根市、霧島市	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。	厚生労働省	江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県	<p>○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。</p> <p>今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。</p> <p>また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障害児が通う福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものとする。</p> <p>○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めることになれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。</p> <p>○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。</p> <p>様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠と考えている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。</p> <p>主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。</p> <p>○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受け入れが可能となる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。</p> <p>しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。</p> <p>なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。</p>	<p>国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第76条第1項及び地方税法第703条の4第1項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。仮に国税通則法第127条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険料については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。</p>	<p>【横浜市】 税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理業務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。</p> <p>なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏えい等の問題は生じないと考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))。</p> <p>また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図る等、既に一定の対応を行っている。</p>	<p>① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所以外でも、看護師の配置が適当と考えられる場合(※)は多くあり、そのような場合において、児童指導員、保育士及び看護師のいずれも人材確保が困難である中、看護師のみを置くべき員数に含めることができないことは合理的ではないと考える。</p> <p>※ 看護師の配置が適当と考える場合 ・てんかんの発作や熱性けいれん等が起きた場合、常勤看護師の配置が的確な対応や保護者の安心に繋がっている。 ・児童の医療的ケアに対応できるような看護師の確保は、当市のような小規模自治体では特に難しく、また、当該児童の通所開始のタイミングに合わせてスムーズに看護師を確保することは、まず不可能である。 一方で、小規模自治体であることを理由に、保護者に対して遠隔地の事業所の利用を促すことは、移動に要する心身及び経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者にとっては非常に大きな負担であり、適当ではない。 これらを踏まえると、主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか否かにかかわらず、当市の場合は、看護師を常時配置しておくことが望ましいと考えている。</p> <p>② 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における看護職員の配置に係る加算の創設は、看護師の配置に係る財政的負担の軽減には資するものである一方、人材確保の困難さや、医療的ケアが必要な児童とその家族を身近な地域で支えるという子育て支援の観点からは、当市をはじめ地方部の指定児童発達支援事業所が抱える支障の解消には繋がらない。</p> <p>③ 当市としてはあくまで、有資格者の確保が特に困難な地方部の実情を踏まえた、員数基準自体の合理化を求めさせていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が生じているとの意見が出されていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>なお、この基準は「従うべき基準」とされている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」化等をすべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
20	豊田市  【重点29】	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。 民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。 しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。 直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市	<p>○本市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。</p> <p>○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当者宅に向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手続については、できる限り最小限に抑えていただきたい。</p> <p>○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。</p> <p>○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例(認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース)も多く、対応に苦慮しているところ。</p> <p>○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。</p> <p>○本市でも同様の対応で実施している。代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮しているところがある。</p> <p>○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人(被後見人)あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。</p> <p>しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。</p> <p>○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求した場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。</p> <p>○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。</p> <p>○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なのか疑問がある。また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求めるとは必要はないと思われることから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。</p> <p>○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。</p> <p>後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほかが事務が煩雑になる恐れがあると考えられる。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。</p> <p>マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。</p> <p>しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。</p> <p>○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。</p> <p>番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-B)</p> <p>特に一度上記運用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ-(エ)の運用を適用すべきと考える。</p> <p>○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたところ、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もあり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p><b>【内閣府】</b>  まず住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p><b>【個人情報保護委員会、総務省】</b>  個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。</p> <p>仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。</p> <p>よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。</p>	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-Bによれば、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。</p> <p>個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。</p>	<p><b>【伊丹市】</b>  平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見人」には直接交付すべきである</p> <p><b>【東大阪市】</b>  法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきと考える。</p> <p>法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の信任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを許容せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのリスクをかえって高めるのではないかと危惧される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考える。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱いのまま問題ないと考えます。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考えます。</p> <p><b>【平塚市】</b>  本提案は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。</p> <p>今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付すること」としています。</p> <p>しかし、回答に示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。</p> <p>また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p><b>【筑後市】</b>  法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、諸手続き(居住を別にする親権者による児童手当の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を持ち得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査について、住民基本台帳法第12条の3に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び免許証等による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで煩雑になるものではない。</p> <p><b>【柏市】</b>  法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思えます。</p> <p><b>【江戸川区】</b>  「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市区町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。</p> <p>また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市区町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)-イ-(エ)-B)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。</p> <p><b>【山形市】</b>  任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	<p><b>【全国市長会】</b>  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
21	豊田市  【重点4】	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)	厚生労働省	ひたちなか市、南砺市、山梨市、西宮市、高知県、松浦市	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。 ○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間) ○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。 ○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。 ○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>ご指摘の「2年以上の実務経験が2年以上かつ勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について(平成26年5月30日付け雇児育初0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)で、基準省令に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方として示したものである。</p> <p>現行においても、この2000時間については自治体の裁量により、2年以上の実務経験として適当な時間数を各市町村で設定いただくことは可能である。</p>	<p>現行の基準値が技術的助言であったとしても通知により目安が示されている以上、実態として自治体の判断をある程度拘束しており、県が実施する支援員認定資格研修において、2,000時間の実務経験がなければ受講が認められないのが現状である。</p> <p>そのため、地域の実情に応じた総勤務時間数を自治体の裁量で設定できるように通知等で改めて明確にしていきたい。</p>	<p>—</p>	<p><b>【全国知事会】</b>  省令で定められている2年以上の実務経験を「従うべき基準」としていることで地方自治体では支障が生じている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>こうした省令で定められている「従うべき基準」に加えて、省令によらずに通知でさらに具体的な基準を示すことは義務付け・枠付けの根拠を不明瞭とするものであり、また、事業者にとっては省令や条例で規制されるべきであるのに通知等で不明確に規制されることとなることから、不適切である。</p> <p>なお、2000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あること」との表現は2年という要件とは別に新たに基準を付加していると考えるのが通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に周知すべきである。</p> <p><b>【全国市長会】</b>  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p><b>【全国町村会】</b>  提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
23	島根県、中国地方知事会	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県	<p>○提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成時の負担は大きい。よって、提案の内容を支持する。</p> <p>○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。</p> <p>また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。</p> <p>以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。</p> <p>○本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとも大きく、臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担軽減に繋がると思われる。</p> <p>○【現状認識】</p> <p>①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。</p> <p>②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。</p> <p>また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いつきに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。</p> <p>【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】</p> <p>①臨個票は、症状が重いつきの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。</p> <p>②①のとおり、臨個票は症状が重いつきの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされた。</p> <p>○本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。</p> <p>○過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該要望の趣旨は当県の過去の要望に沿うものと思慮される。</p> <p>○本道においては受給者数も多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。(年間更新件数 約30,000件(札幌市除く))</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討いただきたい。</p> <p>○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。</p> <p>また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要となるのが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。</p> <p>○更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。</p> <p>○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。</p> <p>○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化</p> <p>短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。</p> <p>重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。</p> <p>○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。</p> <p>○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。</p> <p>○臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分かりにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。</p> <p>手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。</p> <p>臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。</p> <p>○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。</p> <p>このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。</p> <p>○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定となる。</p> <p>重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。</p> <p>○【大分県】</p> <p>有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。</p> <p>治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。</p> <p>○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。</p> <p>難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。</p> <p>また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め必要な検討を行う。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、医療費助成の対象疾患の拡大や、研究促進がされていることは、多くの患者にとって意義の大きいことであることに異論はありません。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回全ての難病患者に提出を求める内容としては、あまりにも研究目的の要素が濃く、行政が担う特定医療費の支給認定に必要な事務量を遙かに超えている上、医療機関、行政さらには患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣旨を損なわずに実施可能な形になるよう、早急な改善を求めます。</p> <p>なお、“研究者等の意見”を踏まえた軽微な変更を繰り返すことや、OCR読み取り上様式改正がされずに別紙の新旧対照表で項目を確認して対応するという現在のやり方では、現場の混乱を助長するものとなるので、ご留意いただきたいと思えます。</p>	<p>【静岡県】 臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していきたい。</p> <p>【宮城県】 「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りませ。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断のカテゴリーと鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。</p> <p>【福島県】 今後の検討にあたっては、複雑な調査票や毎年更新する制度が受給者に負担・不安を強いている点を重視し、症例収集が結果的に受給者負担につながらないことを主眼に検討していきたい。</p>	<p>【全国知事会】 臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
24	由布市	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	総務省	山形市、練馬区、綾瀬市、岐阜市、山県市、島田市、野洲市、八幡市、生駒市、倉敷市、筑紫野市、芦屋町、熊本市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	○当市においても市内全ての選挙人へ交付が完了するまで3日前後期間を要している。特に市長選や市議選では告示日が日曜日ということもあり、告示日に配達が行われず、また、告示日から選挙期日までの日数が短いため、問い合わせや苦情が非常に多く寄せられ対応に苦慮している。入場券が届かないことから期日前期間の後半に選挙人が集中することもあり、投票所の混雑にもつながっている。選挙人の投票環境を向上させるため、制度改正の必要があると考える。○期日前投票の利用率が高くなってきており、投票の例外であるはずが、その認識がなくなっている。それに伴い、提案市の事例のように、期日前投票が始まるまでに入場券が届かない事がおかしいとの声が非常に多いため、法改正を要望する。○本市でも、告示日の翌日から期日前投票所を開設しているが、入場券が届いていない期間は選挙人からの電話での問い合わせがあり、その都度、期日前投票所の開設場所や時間の案内や、入場券がなくても投票ができる旨を説明しているため、その他の選挙事務に支障が生じる場合がある。○本市では、入場券を全域に配り終えるのには、告示日(公示日)から2日～3日間の期間を要している。たしかに、期日前投票開始後数日間は、選挙人から入場券が届かない等の苦情・問合せ等があるが、入場券がなくても投票できる旨を丁寧に説明し、納得していただいている。国政選挙や都道府県選挙は、選挙期間が比較的最長のため、それ程、支障事例であるとは認識していない。しかし、市長選挙・市議会議員選挙においては、選挙期間が短い上、告示日が日曜日であるため、告示日の翌日から配布開始することも多く、苦情・問い合わせ等の件数も国政選挙の際とは比較にならない位多く、業務の支障となっている。○投票するには入場券が必要と考えている有権者が多いため、公示(告示)日以降に発送すると、「期日前投票が始まっているのに入場券が届かず投票できない」旨の苦情が多数寄せられ、対応に人手を取られ、選挙事務に影響がある。そのため、当区では投票所入場券の機能を持たせた、交付日に制限のない「選挙のお知らせ」を作成し公示(告示)日前に発送しているが、公選法に詳しい区民から、投票所入場券の公示(告示)日前発送は違反ではないかとの苦情を受けることがある。有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のためにも改正が必要である。
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聞いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 ○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者にとっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始	厚生労働省	福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県	○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。 ○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。(例①[全国衛生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望]地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、… 例②[全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定]都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、…) 【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。(実態としては、回答のとおりには全くなっていない。) ○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。 ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところですが、事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。 ○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。</p> <p>投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生ずることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。</p>	<p>本市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から業務に着手している。告示(公示)日より数日前には、いったん郵送できる状態にしておき、死亡等により抹消された者の分を引き抜いて郵送する方法を採用している。公示(告示)日前に郵送となれば、死亡者や、登録される予定であったが登録前の転出等により登録されなかった者の投票所入場券を引き抜けなくなることが、各府省の回答欄にある「当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りが生じるおそれ」であると考えられる。このような場合でも、投票所入場券に、あくまで登録予定者に交付している旨の記載をすれば誤りにはならない。また、仮に投票所に来たとしても、名簿を照合すれば投票できないことが確認できるので、投票の心配はないと思われる。</p> <p>他方、「当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れ」については、補正登録や、他市で登録される予定であった者が転出等により登録されず本市の選挙人名簿に残る場合等に限られるので、事案が生じた場合ごとに対象者に投票所入場券を交付すれば解決できると考えられる。現在行っている事務の中でも二重登録の照会を例に挙げると、この照会は転入先で登録されることを前提としてのものであり、例外的なものについては、適宜対応しているのが現状である。</p> <p>いずれにおいても、このような事例の対象となるのはごく僅かであり、対象者をリストにして管理する等の措置で担保できると考えられることから、本提案の対応をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の国民への周知等を図ること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>平成30年7月10日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(以下「交付要綱」という。)を発出し、交付対象事業等をお示ししたが、今回から交付要綱を恒久化し、今年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うこととなる(年度ごとに交付要綱は発出しない)。また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」は年度当初に発出可能である。</p> <p>このため、交付要綱等の発出時期による支障は解消するものとする。</p> <p>都道府県において円滑に基金事業が実施されるよう、早期の基金内示に努めてまいりたい。</p>	<p>「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確認が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。</p> <p>「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」については、可能な限り、年度当初に発出していただきたい。</p> <p>なお、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。</p>	<p>【静岡県】 基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。また、早期の基金内示を要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
29	佐伯市	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会の登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会の登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない(登記手数料令第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介した登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、(登記情報提供サービスの場合には指定法人を介すとはいえ)官公庁が相互に協力関係にあることを踏まえると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に選択することが出来ることで、住民サービスの向上等を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じることは、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。) 固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に伴い登記情報の確認が必要なとき、地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	法務省	旭川市、八戸市、滝沢市、ひたちなか市、蓮田市、平塚市、小田原市、新潟市、三条市、胎内市、岐阜県、浜松市、島田市、豊田市、城陽市、八尾市、芦屋市、倉敷市、広島県、徳島市、高松市、大村市、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	○提案団体所在県内市町村と同様、登記事項証明書等の公用請求は、手数料の観点から登記情報提供サービスを介さず、申請書により直接公用請求若しくは郵便申請を行っている現状である。申請にかかる時間的ロス及び事務的経費の削減、固定資産税課税情報の迅速な確認や、建設関係課等においては事業計画の策定や用地補償等の進捗にも寄与する。 ○当市では、土地建物の登記情報の確認のため、法務局への登記事項証明書等の公用申請業務を昨年度約3,800件行っている。また、窓口では固定資産税の納税義務者又はその相続人から資産の登記変更手続きに関する相談を受けることがあり、登記情報の迅速な入手は相談対応の円滑化に有効と考えられる。 ○固定資産税に係る納税者(市民など)からの問い合わせのあった際、登記情報の確認に急を要する場合、登記情報提供サービスを利用すると手数料が発生し、当市の支出が増え、市の財政を圧迫している。当市では、法務局の統合により、最寄の法務局が遠距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求をする際、通常業務の時間が割かれ、また燃料費もかさみ、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。 ○建築基準法の道路に係る住民等からの照会等に対応するため、土地・建物の登記情報を早急に調査する必要性が生じ、登記事項証明書等の公用請求を行う機会が多く、今後は空き家対策に関する所有者の確認業務も増加するため、登記情報の調査件数は増えていくと見込んでいる。現在は調査の必要性が生じる度に法務局へ登記事項証明書等の公用請求に赴くため、事務の効率性の観点からも問題がある。 ○所有権移転登記等の情報を登記所から入手できていない場合において、証明申請者の権限が確認できず証明発行までに時間がかかる。相続登記未了の相続人から「〇月までに相続登記を行う」旨述べられた案件について、当該時期に登記をしたのか否かを郵送による公用照会で確認しているが、なお、登記未了の場合は複数回同様に申請しなければならず、時間と手間がかかる。相続登記未了と確認し、当該物件の登記名義人の相続関係を確認した上で法定相続人に対し課税通知をしたところ、相続登記が完了しており相続登記名義人から相続資産情報を漏えいしたとして損害賠償請求を起こされた。 ○登記情報は固定資産税賦課の基礎となる極めて重要な情報であり、登記所は登記の一定の異動があった際には、市町村に対して10日以内に通知を行う義務が課せられているところである。(地方税法第382条)しかしながら、過去に登記所からの通知に遺漏があったケースもあり、また、市町村境に跨って存する建物の登記についてはいずれかの市町村へのみの通知しか行われず、10日を待たずして最新の登記情報を把握すべき事情が生じるときがある等、当該通知のみによって固定資産税賦課事務を行うことはできず、登記簿謄本等の請求を行う必要が生じる場面は少なくない。登記情報提供サービスは、市町村が固定資産税賦課事務において利用する場合であっても有償であることから、市町村職員は無償で公用請求が可能な登記所窓口へ出向く必要がある。本市においては管轄法務局が市内になく、また、大量の謄本請求等を行う機会も多いことから、市町村職員、法務局職員双方にとって無駄な事務となっており、その負担も大きい。 ○地震災害により大規模斜面崩落による道路の通行止めが続いており、本市支局から法務局支局までカーブが連続する峠越えの迂回路を利用して登記事項証明書等の公用請求・受領を余儀なくされ、震災による土木事業増による登記関係業務が増大しているため職員の負担が大きいところであり、オンラインでの公用無料請求が望まれる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>いただいた御提案については、現在、内閣官房で別途検討中の未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)や世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)に基づくデジタルファースト法案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の情報連携のシステム整備の内容に応じてニーズが変化し得ることから、実現の可否要否を含めて、これらの動向を踏まえる必要がある。</p>	<p>「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自治体が積極的にサービスを利用するために支障となるのは、登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務の部分のみであると考えている。しかし、いただいた回答では、無料化について今後どう検討されるのか、実現の時期はいつになるのか、などについて具体的な説明がない。</p> <p>多数の自治体が支障案件として早急な解消を求めている中、今後の方向性を明確に示してもらいたい。</p>	<p>【蓮田市】 地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実行すべきである。また、法務局の支局、出張所の統廃合により支障がでていることを鑑みれば早急に対応すべきである。なお、地方団体の実情を考慮した回答をすべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
31	千葉県、神奈川県  【重点29】	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支障事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。 ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。 ○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。 ○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。 必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。) ※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。 ○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。 ○マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。 ○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。 総務省が示す事務手続方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。 このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。 ○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。 住基ネットで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせ取り扱うことができれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続の更なる簡素化に繋がると考えられる。 現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。 ○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。 ○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。 情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。
32	千葉県  【重点41】	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経路先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経路が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けられるような仕組みを構築されたい。	国土交通省	新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市	○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。 制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。 ○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。 ○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。 同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。 ○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。 ○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。 ○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施をしているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。 このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けられるような仕組みの構築をお願いしたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会、総務省】 ○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。</p> <p>① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報…の提供を求め」ることができることとされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。</p> <p>② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突合して同一世帯を特定、することとなる。</p> <p>そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうことは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。</p> <p>また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わせるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	<p>【鳥取県】 同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。</p> <p>なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>【全国知事会】 マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>事業報告書等は、国土交通大臣が、事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであり、事業監督に係る権限を有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不適当と考えられる。</p> <p>また、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合、現行では一地方運輸局に対して事業報告書等を提出すれば足りるものの、仮に、地方公共団体が求めた場合に当該地方公共団体を経由して提出させると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の事務負担の増加を招く。また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達されることとなり、事務が煩雑化するため、これらの点からも不適当である。</p> <p>他方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入手すること」と解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者との調整の上、これを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。</p> <p>以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものとする。</p>	<p>提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることが望ましい姿である。しかしながら、当県においても鋭意、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多い上に、経営情報の提供に応じて頂けない事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、悩ましい現状の中で本提案を行っているものである。</p> <p>本県提案に対する所管省庁の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みとすると事業者の負担が増大すること、監督権限の所在と事業報告書等の提出が対応関係にあること等について言及されているが、仮に制度上、自治体の経路が困難であるとすれば、所管省庁に一律に事業報告書等を提出する仕組みは変更せずに、「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。</p> <p>このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかかなうものであると考えている。</p>	<p>【宮崎県】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。</p> <p>【岡山県】 所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知をするか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国からきちんと提供すべきである。</p>	<p>【全国知事会】 多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整権能を強化することの必要性について意見が出されている。交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、こうした調整権能の強化に資するものである。</p> <p>このため、提案団体の提案に沿って、調整権能の強化が図られるよう検討を進めるべき。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、少なくとも当面の対応として、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう交通関連事業者等に通知をするべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
33	九重町  【重点1】	保育教諭の経過措置等に関する見直し	<p>幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。</p> <p>なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。</p> <p>免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がしてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。</p> <p>以上より主に次の2点の支障を懸念している。</p> <p>①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。</p> <p>②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山形市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。</p> <p>○本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。</p> <p>○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。</p> <p>○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでには、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくるのが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考え。加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強く出されており、保育教育現場にとって喫緊の課題である。</p> <p>また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。</p> <p>5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考える。</p> <p>また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
34	東大阪市  【重点6】	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定は受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生月が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。	厚生労働省  福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市	○地域における課題 15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。 ○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生月までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。 ○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後等デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。 ○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいのある児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものとする。 ○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。	
35	名張市  【重点16】	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるよう制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。  当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。  現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	文部科学省  愛媛県	-	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。</p>	<p>専修学校に通学し、かつ放課後等デイサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特例がないため、18歳到達までしか支援を受けられない状況である。</p> <p>今回の改正のタイミングが3年後の報酬改定等の機会となると、上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合に、放課後等デイサービスが使えないこととなる。個々の児童に必要なとされる療育という観点とは全く異なる「進学先が一条校か否か」という要素によって、受けられる支援に差異が生じていることは、合理性に欠けた不当な差別と言え、また、今後進路を考える児童にとっては、その検討に「引き続き放課後等デイサービスを受けられる学校かどうか」という要素が加わってしまい、児童の進学先の自由な選択を歪めることになってしまう。このように、実際に当該児童に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学後も安定したサービスが提供されることを知って安心していただき、自分の意思による進学の選択をすることができるためにも、報酬改定等に併せるのではなく、早急な対応をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公立社会教育施設の所管の弾力化については、平成26年、29年の地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から、博物館、図書館の所管の在り方について提案があり、検討事項とされ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、公立博物館について「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。</p> <p>それらを受けて、公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえつつ、論点整理を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告し、現在引き続き議論を行っているところであり、年内に結論を得る予定。</p>	<p>提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に関する事務など、様々な施策と連動させることにより効果的・効率的に実施できる事務について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とすること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
36	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政実例(昭26年5月1日付 地自公発第179号福岡市長あて 公務員課長回答)において、町世話人は同条同号に規定する特別職の地方公務員と考えたとされているところに由来する。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同号の職が限定列举され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地域住民の連絡調整が主となってっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する萎縮・敬遠につながり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのことであるが、町の職員が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。	総務省	中山町、石岡市、桶川市、中井町、福井市、南九州市	<p>○区長に限らず、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることに支障や抵抗がある職については、特別職として位置付けるか、これらの服務規定を適用除外とされることを検討いただきたい。</p> <p>○本市では、市政の円滑な運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、市政協力員を非常勤特別職として委嘱している。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法で、総務省が作成された「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル」では、同条同項同号の職種が限定列举されており、現状のまま施行されると市政協力員を非常勤特別職として任用することができない。非常勤特別職として、任用できない場合、会計年度任用職員として任用することになるが、一般職の服務規程や人事評価制度などを市政協力員に課すことは、現実的に不可能だと考えられる。また、地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づいて制定している「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用外となり、公務上の災害が発生した場合の対応ができない。そのため、市政協力員を非常勤特別職として任用できるように改正を求める。</p> <p>○本市においても提案団体と同様、市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布を主に職務とする「区長及び区長補助員」を設置しており、具体的な支障事例は提案団体による記載のとおりである。</p> <p>なお、総務省実施の「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における「特別職非常勤職員として任用しようとするのが適当ではないか疑義が生じている職」として、「区長及び区長補助員」を回答したところである。</p> <p>○現在本市では非常勤特別職として、区長・区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、報酬及び費用弁償を支払っているが、地方自治法改正施行以降の対応に困窮している。なお、区長の業務は、定期的な時間で拘束されるものではなく、会計年度任用職員としての雇用はなじまないものであることから、自治会への補助金に振り替えることも検討しているが、その場合自治会の収入となってしまうため、現認区長からの反対等が予想されている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>以下の観点から、事務処理マニュアルに、特別職非常勤職員として行政区長等の任用が可能であることを明記することはできない。</p> <p>(1) 地方公務員法3条3項3号に規定する特別職については、同号の本来の趣旨に限定するため、地方公務員法等一部改正法(平成29年法律第29号)において、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る」ことを要件に追加し、その任用の適正を確保することとした。この点、行政区長等の事務は、「市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布等」であり、上記の要件に当てはまらない。</p> <p>(2) また、行政区長を地方公務員として任用するのではなく、自治会等への事務委託による対応も考えられる。実際に、回覧配布等の業務を自治会や町内会等へ委託し、特段の支障も生じていない地方公共団体も複数存在することから、同事務を必ず特別職の地方公務員が行わなければならないとする理由はない。</p>	<p>行政区長の任用について、事務委託による対応も可能であることは承知をしているが、行政実例(具体的な支障事例に記載。)において行政区長は、特別職の地方公務員と考えられるため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき特別職非常勤職員として任用している団体が多いと思われる。</p> <p>当町も含め、そのような運用をしている自治体が事務委託の方式に変更することとなると、自治体及び自治会間で締結した契約に基づくこととなるため、これまでの任用形式とは大きく異なることとなり、自治会が負担を感じるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されるため、契約に要する期間を考慮すると、遅くとも平成31年中には各自治会等に説明し、理解を得たいところである。</p> <p>そのため、行政区長の任用に関し、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることも含め、既に事務委託を実施している自治体等を例に挙げていただき、事務処理マニュアル、通知等によりご教示願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
37	長岡市	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化</p> <p>【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄</p>	<p>法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの</p> <p>【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄</p>	<p>【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。特に前回は請求者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。</p> <p>【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:3,199件</p>	厚生労働省	<p>北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、練馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、大垣市、浜松市、春日井市、田原市、八幡市、泉大津市、守口市、岡真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市</p>	<p>○上位受給権者の死亡により転給申請が増加している。高齢の申請者にとっては戸籍等の必要書類の整備が一層の課題。下位受給権者にほむ必要書類が増え、負担が大きい。よって、提案の内容を支持する。 ○【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:1,511件 ○戦没者の特別弔慰金の手続きが複雑なことに加え、請求者の高齢化が進んでおり、初めて請求する第三者親族の場合は、戸籍の郵送請求の説明も含め、2時間以上かかることもあり、しかも複数回窓口に来ることになる。前回請求者であっても、請求書の「戦没者等の欄」や戦没者等との遺族の現況等についての申立書が記入できない場合は多く、前回の請求書等のデータが本市にない場合は、受付に時間がかかっている。今回提案の欄については、請求者が記入できない、または間違いが多い順であり、実質的には、自治体記入欄に近い形となっているので、簡素化をお願いしたい。 ○請求事務について、実際は前回提出資料を参考にしながら手続きを行う必要があり、煩雑であった。そのため、請求書については前回受給者が再び請求する際には、前回の内容からの変更の有無のみを問うような様式(戦没者等との遺族の現況等)についての申立書、同意書等についても同様)に変更することを簡素化を希望する。 ○請求書の書式や戸籍が煩雑である。 ○請求者が高齢化により、書類の準備に時間がかかるとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 ○請求者が高齢化により、前回は請求者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:1,255件 ○書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であること、また必要書類が多い(上位者の死亡の記載のある戸籍、同順位者の自筆の請求同意書、など)ことなどから、高齢化する請求者への負担が大きく、請求辞退者などを抱えている。 請求手続きの簡素化により、請求者への負担軽減を図りたい。 ○法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの 【簡素化の案】 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」様式内の 1「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」を本人記載欄と区別し、自治体記載欄とする。 2「国債の償還金の希望支払場所」欄に、前もって「郵便局」と印する。あるいは、選択式にする(「郵便局」と記入することが出来ない方が多いこと、その受け取りのほとんどが郵便局となるため)。 3「戦没者等との続柄」欄を、選択式又は番号記入式とする。 4「弔慰金を受けた者」、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄を職員聞き取り記載部分とし、申請者の負担を減らす。 いずれの様式も、本人記載欄と職員記載欄の区別を太字線等を用いて、明確にする。 ○特別弔慰金の申請書記入については、高齢者で、前回受給者であることが多いことから、「戦没者氏名、生年月日、死亡日、除籍時の本籍等」は書面のほとんどを補記している状況である。また、「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」の記入については、負担に感じるとの声を多くの申請者より聞く。申請者の負担軽減のために必要書類や項目の簡素化の検討をお願いしたい。 ○提案市以外の他市町村からも、請求書類の記入が複雑、対象者の高齢化により書類の記入が困難等により、窓口で多くの時間を費やしてしまっているという意見を多く聞く。 現在、厚生労働省において、次回特別弔慰金の手続きの簡素化や事務処理手順の見直し等検討されており、その中で本提案の内容についても検討していきたい。 ○【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。請求者の居住する市区町村で受付し県へ運送しているが、戦没者等の当時の本籍で裁定・却下されることから戦没当時の現況については、詳細の把握する請求者が高齢等の事由から必要添付書類等が提出が困難な状況となっている。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:650件 ○請求書の不備により、請求者へ補正を依頼する事項の大半が、請求者と同順位者から提出させる請求同意書や請求者に係る戸籍の不備であり、これらの書類の整備に長期間を要するため、裁定の遅れにつながっている。 請求者の高齢化だけでなく、添付書類についても、請求同意書に代わる書類の提出や戸籍による確認できる事項については戸籍の提出を不要とするなど、審査期間を短縮する必要があると考えられる。 請求者の高齢化に伴い、書類の自筆が困難となってきていることなどから、請求書の作成に相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。審査期間の短縮に加え、請求者の負担軽減の点から制度改正が必要である。 ○請求対象者の高齢化により、前回請求者の請求でさえ、請求者及び事務従事者ともに大きな負担となっている。また、上位順位者の死亡に伴い、対象となる遺族の範囲が拡大しており、同意書の提出等、手続きがより煩雑になっている。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:804件 ○本市においても同様の支障が生じており、書類の簡素化が必要である。 また、遺族の支給順位が複雑なため、添付する書類も複雑になっており、同じ請求者が何度も窓口を確認に来ている。請求者によっては、支給順位等の確認のため、窓口での聞き取りに相当の時間が掛かることも多く、支給順位の簡素化も必要である。 ○【支障事例】 1「戦没者遺族の現況等についての申立書」請求者本人が、戦没当時幼少であったこと、申請者本人が高齢となり、当時の状況覚えておらず、周りに当時のことを知る人もいなくなり、申請者の負担となっている。 2「戸籍の取得」必要戸籍も多く、本籍が県外の場合もあり、申請者にとっては負担が大きく、請求を辞退する方いる。 3 申請から国債券が請求者に交付されるまでに、1年もしくはそれ以上かかる場合もあり、その対応に苦しんでいる。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ③国債の償還金の希望支払場所については、記載が必要であると考え。 すべての郵便局が国債取扱機関となっていない(当市内でも取扱不可の郵便局もあり)ことから、申請者より問い合わせもあり、案内時に説明が必要なケースもあった。 「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄だけでなく、当時の家族状況を記入いただくことによる負担が大きい。全体の見直しを願いたい。 請求者が高齢化されていることから委任状による請求や、相続人請求が多くみられる中、戸籍上に記載されている御家族の氏名、生年月日、死亡年月日などを記入されることに時間も要し、負担がかなり大きかった。 ○請求者は高齢化しており、申請に必要な書類をそろえるのに苦労されている。また、裁定がおりるまで相当の時間がかかっており、審査期間短縮のために申請書類の簡略化が必要と考える。 ○本市においても同様の支障事例が生じている。請求対象者の高齢化に伴い、必要書類の記入(特に戦没当時の現況等申立書)が困難が生じている。請求者が窓口来庁が困難な場合は、子どもの代理人が申請手続きを行うこともあり、その際は継続申請の場合でも記載が非常に困難になる。 また、裁定までの審査期間が長期に渡るため、申請者が裁定までに亡くなることも多い。そのため、国債交付に支障が出ている。 ○本市においても、煩雑な申請書の記載内容が請求者の負担になっているものと見受けられることから、見直しが必要と考える。 ○【支障事例】 必要書類が多くなると目が見えなくなり、請求手続きが負担になっている。 広報にて請求を促しているが、すべての対象者に確実に周知できていない。前回請求者に個別文書を送ることも困難である(前回請求者が死亡している場合、請求権を有する方を特定する事は困難であり、送付先を誤ると親族間のトラブルになりかねないため)。 裁定までに時間がかかっている。受付開始当初に請求手続きをされた方は国債交付までに1年以上かかったケースもある。 【制度改正の必要性】 制度改正は必要と考える。 ただし、請求手続きの簡素化については平成29年8月22日付けで厚生労働省から県を通して事務処理等に関する意見聴取が行われており、各市として、現状・支障事例及び様式変更案に対する意見を平成29年9月21日付けで県に出している。 ○提案自治体と同様に申請手続きの複雑化による、請求者及び事務担当者双方に負担が大きくなっている。 ○請求者の高齢化により、必要書類への記入が困難になっている。記入内容が複雑であるほか、文字を書くことが困難な方が多く、相当の時間を要している。書類の記載内容や記載方法などを見直し、請求者が書きやすい様式を作成することが必要である。 ○請求手続きの煩雑から、当県においても同様の支障が発生している。特に前回請求者と異なる請求者からの手続きについては、必要添付書類も複雑であり、請求者への手戻りが少なからず発生している。各自治体による審査にも相当の人員と時間を要しており、請求者、自治体の両方にとって、請求手続きの簡略化が必要であると考え。 ○請求手続きについて、必要書類の記入や添付が複雑であることなどから、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きの複雑さが請求者の請求漏れや請求辞退者の増加に影響している。 【改善案】 ①直近弔慰金の受給実績がある者について、転居により手続き窓口が前回の自治体と異なる場合、申請者の同意を取れば自治体間で申請者情報の交換を認めるようにする。 ②必要書類の戸籍について、戦没者との関係や相続関係の確認として必要な情報が取得できる部分のみの添付で可能としてほしい。対象者の戸籍を全て送って揃えるのは負担が大きく、無駄がある。 ○本市でも、請求者の高齢化や手続きの煩雑さを認め、負担軽減のための簡素化が必要と考える。 ○左記と同様の支障事例及び地域における課題、改正制度の必要性を認めている。具体的な支障事例としては、明治28年3月31日以前生まれの戦没者等の父母・祖父母については、先順位者及び公務扶助料などの年金給付の受給権者の死亡を確認する戸籍の添付を省略できるが、実際は対象者の生年月日を確認するための戸籍の添付が必要となるため、請求者から苦情等が寄せられた。 ○簡素化の案で出されている事項については、申請書類一式の中で複数回記載を求められるものであるため、申請者が高齢化する中、負担軽減の観点から簡素化すべきと考える。 ○請求者にとって、現状の「請求書」や「遺族の現況等についての申立書」の記入が困難になっている。 理由は、 請求者の高齢化により、本人に確認しても覚えていないことが多いこと。 請求者の高齢化により、本人が実行できず、委任を受けた遺族が手続きをするケースの方が多く、下の世代は遺族の状況をあまり把握していないこと。 当時、年が若かった甥や姪の請求が増えているが、甥や姪は遺族の状況をあまり把握していないこと。 このため、空欄の多い状態で県へ送達するが、書類整備依頼が帰ってくる。請求者は、親類に聞き回ったり、親類から戸籍を取り寄せたり等の労力を費やしており、裁定までの期間も長期化している。 これまでの請求で収集できている情報は、できるだけ記載事項を省略すること。 ○遺族の高齢化を踏まえ、請求手続きの簡素化が必要。 ○請求受付について 請求者が高齢で子等の請求者以外の者が手続きに来ることが多く、戦没者等の情報をよく把握していないため、請求書や現況申立書の記入が困難な場合があり対応に苦しんでいる。 戸籍書類の複雑な取得について困難に感じる請求者が多く、苦情につながる場合もある。 ②書類の補正について 受付から1〜2年後に書類の補正依頼が来るなど、審査時間がかりすぎていることが課題である。補正依頼については市町村を過ぎず、裁定都道府県が直接申請者へ依頼するなど、対策が必要。 ○前回受給者へ個別案内を行うとともに、広報紙により請求を促したが、対象者の高齢化や死亡、転居等により周知が困難である。また、順位変更による新たな申請の場合等、同順位対象の遺族数が多いと、戸籍等の必要書類を揃えるだけでもかなりの時間と労力を要する。さらに、必要書類の記入が多いことやマイナンバーの記入が必要になったことで請求者の負担が大きくなった。 前回受給者であっても、請求までの負担の大きさを踏まえ、請求辞退をされる方がおられた。 今後、第10回と同じ方法での請求となるため、請求辞退者の増加が懸念される。 ○簡素化することにより、請求者の負担軽減、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながる。これにより請求者への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることを期待されると考える。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:約5,900件 ○戦没者等の特別弔慰金について、請求手続きに必要な書類の記入が複雑であることに加えて、申請後に国債が発行されるまでに1年以上かかっているため、申請者からの苦情が多い現状である。 (申請者の居住地で受付をし、都道府県に送達された書類は、その後本籍地の都道府県に送付し、その都道府県により審査・裁定が行われ、裁定後、裁定通知書が都道府県を経由して市に送付される経緯が必要であるため) 申請者が高齢者ということもあり、その心情や面が甲意を表すための制度であることを考慮し、申請書類の簡素化に加えて、申請後少しでも早く国債を渡すことが必要であると考える。 また、第十回特別弔慰金については、審査にかなりの時間を要し、国債発行までかなりの時間がかかったこともあり、次回の特別弔慰金については、審査に時間がかからないよう配慮が必要である。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対し国として弔慰を示す観点から特別弔慰金を支給するもの。</p> <p>そのため、支給(裁定)事務においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦没者との血縁関係の確認</li> <li>・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認</li> <li>・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認等を行うことが重要となるため、関係する資料につき請求者から提出を受けているところ。</li> </ul> <p>他方で、遺族の高齢化等を踏まえ、提案自治体がお示しのとおり、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努める」とこととされたところ。</p> <p>今回の特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日に到来し、現在は請求期間外であるが、当該附帯決議を受け、次回特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定。</p>	<p>追加共同提案団体における支障事例や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続の簡素化を可能な限り行っていただくようあらためて要望する。</p> <p>特に、提案時に簡素化の案として提示した、一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。</p> <p>また、回答の中で、「次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次回の特別弔慰金支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載欄等の検討に係る結論を得るようにしていただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を早期にお願いしたい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう御配慮願いたい。</p>	<p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。今回の提案も踏まえて書類記載欄等の必要性の精査を行うと見解をいただいた。平成32年度を目処に早期のご検討をお願いしたい。</p> <p>【練馬区】 事務簡素化の必要性については理解いただけているものと思うが、記載欄のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。	内閣府、厚生労働省	いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市	<p>○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであるとする。</p> <p>○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じることがある。</p> <p>○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。</p> <p>○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。</p> <p>○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。</p>
39	石川県	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	<p>【現行制度】</p> <p>水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認)</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成30年1月11日から14日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨て場の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわさがん)浄化センターを新たな雪捨て場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨て場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。</p> <p>(1)雪捨て場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。</p> <p>(2)申請から承認までの10日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。</p>	国土交通省	—	<p>○本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。</p> <p>しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であるとする。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつつ取り組まれることが望ましいと考えており、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。</p> <p>従って、本件については既に措置済みであると考えます。</p>	<p>本市が以前から提案していた事前協議について、今般措置されたことについて、感謝を申し上げます。</p> <p>企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に任されている状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なっている実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な中身について助言できるのか、試行錯誤しながら対応しているところである。</p> <p>事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい姿であるため、その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただくとともに、自治体の助言内容が児童育成協会における企業主導型保育事業の助成決定の審査に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き、検討いただくよう、お願いする。</p>	<p>【山口県】</p> <p>平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に関与できる形での事前協議ができるようにすべきである。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管府省からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>周知を徹底すること。</p>
<p>財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものであるところ、補助目的の達成の確保については、災害の程度や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるため、制度改正により統一的な基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとしたい。</p>	<p>「財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」点については理解できる。</p> <p>しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えている。</p> <p>このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るため、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。 特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 ((参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別)) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組みことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	厚生労働省、環境省	福島県、新潟市、神山町、高松市	<p>○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考ええる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。</p> <p>○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。</p> <p>○各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると考えられる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。</p> <p>○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。</p> <p>○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。</p>
47	うるま市  <b>【重点4】</b>	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。 この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	厚生労働省	高松市、高知県、沖縄県	<p>○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。</p> <p>○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。</p> <p>○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事案と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われています。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)上の義務として行われています。</p> <p>狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱が関係することから、法的根拠等が必要です。</p> <p>自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子が取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「動物愛護管理法」という。)の前回(平成二十四年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。</p>	<p>市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの個体識別番号は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができるとともに、逸走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要があると考えます。</p> <p>動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とございますが、国民(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたく存じます。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図られたい。</p>
<p>児童福祉法第59条の2第1項に規定する保育等の業務を行うことを目的としている認可外保育所等での2年以上の従事経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第3号を適用することが考えられるが、認可外保育施設には多様な類型があることから、年末までに整理をお示ししたい。</p>	<p>○現に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支障が生じているため、早急に対応いただきたい。</p> <p>○少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉事業で従事している者の対象としていただきたい。</p> <p>○認可外保育施設での従事経験を認める場合の事務(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量が認められるよう御配慮いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があり、基準の解釈について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような基準については見直す必要がある。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。</p>	<p>本提案に対して11団体の追加共同提案があり、多くの支障事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向上のため、縦覧期間の短縮又は廃止、及び同一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限移譲について、検討していただきたい。</p>	<p>【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。また、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案に従って積極的な検討を求める。なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手続の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
49	所沢市  【重点20】	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でない調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	厚生労働省	石岡市、八王子市、山梨市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市	○現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務(更新・区分変更)を委託している。調査業務を外委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。 また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務(新規)の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人材確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。 ○本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件/月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。 また、平成30年に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。 ※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものと考えている。 ○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。 ○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。 ○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託して行われる。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。 ○当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロポーザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者(看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士)」まで拡大すれば民間事業者は増えてくると思われ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足が生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できると思う。
50	所沢市	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図りたい。	○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。 ○国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	内閣府	盛岡市、福島市、川越市、山梨市、豊田市、小牧市、八尾市、富田林市、玉野市、高松市、大村市、沖縄県	○返還金処理の事務手続き簡素化のため必要と考える。 ○例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上するか、予算の流用で対応している。補正の場合は議決後でなければ返還の手続きに進めないし、流用の場合は、手続きに時間を要する。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○県は年度末に変更交付申請の機会があり、原則返還金又は追加交付がなく、当該年度中に精算ができているが、国は当初交付申請以降の減額変更が原則できず、返還金になることが多い。本来、国1/3、県1/3、市1/3で負担割合が示されており、国と県の交付金は同じ内容のものとなるため、スケジュール及び精算の取扱いは同様としていただきたい。更に、実績報告も国はアクセス、県はエクセルと別々に作成しなくてはならないが、上述のとおり本来内容は同じであるため、統一の作成方法を検討していただきたい。 ○国における返還額の確定時期は例年年度末であるが、本市においても補正予算により対応するため、事務手続きの負担が生じている。 ○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が翌年度の後半となっている。返還金の額によっては補正予算に計上し対応しなければならないが、補正対応の場合、議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○交付金の返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものと考えている。 ○提案に条件を付せば実現してよい。交付金事務に用いられる様式ファイル(Microsoft Access)の不具合による差替えが多く、入力のやり直しが事務負担となっている。返還金が生じた際の手続きが、島しょ部への書類到達に係る時間や自治体における内部手続きを考慮した締切設定になっておらず、年度当初の事務負担が大きくなっている。ただし、提案の主旨には賛同するが、交付額の確定までのスケジュールについては、申請内容及び実績の審査に要する時間等を踏まえ、各自治体の実情に合わせた設定が可能なものとなることを希望する。 ○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。 ○子ども・子育て支援交付金について、市町村は交付を受けた年度の翌年度4月までに事業実績の報告を行い、超過交付となった場合返還金の事務処理を行うこととなるが、国からの最終的な交付額の確定通知が行われるのは交付年度の翌年度末となっている状況である。返還金が多額に生じた場合、補正予算による対応となり、議決後でなければ返還金の事務処理を進めることができないため、返還処理のスケジュールが非常に厳しい。また、同交付金については、県負担の補助金についても同様に返還金が生じるのため、返還のための事務負担及び補正予算のための事務負担が重荷となる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。</p> <p>これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。</p>	<p>本市では指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず、予定した調査件数を委託することができないため、市職員の時間外勤務時間の大幅な増加とともに、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査事務に関する実態調査及び分析等が行われるものと思うが、できるだけ早い対応をお願いしたい。</p> <p>なお、介護支援専門員でない市調査員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を実施し、丁寧な指導を行い質の確保に努めている。</p>	<p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。「事業者にも有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。</p> <p>また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考えます。</p> <p>したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の不備により審査に時間を要しているが、今後は交付金を早期に確定し、返還金処理を行えるように努めてまいりたい。</p>	<p>県と国で確定通知の時期が異なるため、ご見解のとおり、自治体の返還金処理手続きが円滑に行われるよう、早期の確定に努めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 所管府は自治体が提出する実績報告書の不備が原因かのように主張しているが、交付金事務に用いられる様式ファイルの不具合による差替え等で書類の再提出が求められることなどが事務の負担増となり、遅延の原因となっているとの意見があるため事務手続き上の問題点について再検討されたい。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
52	さいたま市  【重点22】	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。	厚生労働省	川崎市、京都市、宮崎市	○先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める
54	さいたま市  【重点5】	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多く、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	内閣府、厚生労働省	仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山形市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、本市には提案事項の2点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。</p> <p>こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。</p> <p>したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。</p>	<p>○「在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方」について、本件提案は重度障害者の業務遂行を支援するためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能とするものである。</p> <p>○就労中の介助者等の費用については、経済活動によって利益を得る企業側が負担を負うことに異論はないが、重度障害者は食事や排せつなどの日常生活上の支援が多岐にわたり必要であり、その費用も大きく、企業側にとっては過度の負担となる。また、障害者差別解消法では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「過重な負担」を及ぼす場合は除くとされ、あくまで努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。</p> <p>○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援を企業の負担とした場合、障害者雇用に係る各種助成金等も整備されてはいるが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用されておらず、重度障害者の雇用を後退させる懸念がある。</p> <p>○企業側に相当な理解がないと就労に結び付かない現状においては、在宅就労しか選択肢がない重度障害者は、日常生活上の介助者を自ら確保しないと就労できない事態に直面している。</p> <p>○上記のように、企業に対して「合理的配慮」として、在宅就労時間中の重度障害者への支援を求めることには限界があり、少なくとも常時介護が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>(①及び②について) 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。</p> <p>家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。</p> <p>また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。</p> <p>なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。)第6条第1項第2号に係る連携協力については、昨年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。</p> <p>また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。</p> <p>(③について) 設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。</p>	<p>(①及び②について) 提案している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。</p> <p>また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により「連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで3歳児以降の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。</p> <p>なお、「代替保育の提供」については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しが見直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>(③について) 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると思われる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。</p> <p>この家庭的保育事業等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
55	南房総市、水戸市  【重点2】	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。 幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。 今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。 さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	文部科学省、厚生労働省	川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市	○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行う必要があり、過重な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの業務の完了報告書を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い厳重化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの根拠となっている昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知について、見直しを求める。	総務省	福島県、石岡市、ひたちなか市、川崎市、名古屋市、西尾市、城陽市、伊丹市、広島県、廿日市市、府中町、愛媛県、熊本県、宮崎市	○本市においても、施設の警備等管理業務は終日継続して業務が行われる。また、ごみ収集や他の委託業務で年度末日まで実施する業務の完了確認は実態に即していない完了検査となっている。監査の立場としても検査の形骸化は問題である。 ○本市においても同様に制度改正について必要性を認めます。 具体的には次の場合において問題となります。 当該行為の履行が年度末日24時(深夜)までを含む場合(提案市指摘の問題点と同様) 検査には時間を要する事例もあり、当該年度中に処理しきれない事例ばかりではない。 当該行為の履行が年度末日までを対象とする場合で、年度末日が休日に当たる場合 ①実際に休日出勤して検査→過重な事務負担となる ②翌勤務日に検査→議会の承認を要する予算の繰越などは現実的な解決方法ではない。勤務実態のない休日に検査したことにはせざるを得ず、現実の検査とのかい離が生じる。市民への説明責任が全うできない。 ○「当該行為の履行があった日」で会計年度区分を決定しているために、履行確認(検査)や完了報告書の提出を3月31日に擬制することは実態に即さないことから、この見直しは必要であると思われる。なお、「翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」と解釈の見直しをする場合は、どのような支出の種類が該当するのか示す必要があると思われる。 ○具体的な支障事例に例示されているもの以外にも、医療機関等への運営費補助や検査業務委託、機械設備等の保守委託、24時間電話相談業務委託等の事例があり、本県においても実態に即していない現状がある。「当該行為の履行があった日」の解釈の変更は、より実態に即したものになると考えられ、見直しについては賛同する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p><b>【人員配置基準の見直しについて】</b>  一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。  人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者(幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者)割合の緩和(1/2以上⇒1/3以上)、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業(一般型)など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。  一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。  なお、一時預かり事業(幼稚園型)の補助基準額は有資格者(常勤的非常勤の幼稚園教諭)を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきた。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業(幼稚園型)として国・都道府県の補助を受ける場合のみ適用されるものである。</p> <p><b>【免許更新対象者の追加について】</b>  教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている(教育職員免許法及び免許状更新講習規則)。  このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。  しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。(更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。)  また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。</p>	<p>人員配置基準の見直しについて  南房総市及び水戸市の一時預かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。  幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考えられる。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。  そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が難しく、事業の存続が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。  免許更新対象者の追加について  配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であるとの回答に矛盾がある。  また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するニーズもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。</p>	<p>—</p>	<p><b>【全国知事会】</b>  一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。  委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。  なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。  <b>【全国市長会】</b>  提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>会計年度独立の原則に基づき、歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にする必要があり、工事請負費等については、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは履行確認(検査)の日をいうものとされている。  新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事業についてもこれにより対応可能なものである。  なお、国においても同様の運用がなされているものと認識している。</p>	<p>地方自治法第213条に規定される繰越明許費により対応する場合、予算案として議会へ提出する事務などの負担の増加に加え、委託業務内容や契約の実態が従来と変わらない中で、新たに会計年度独立の例外を求めることへの説明がつかないことが懸念される。  また、本提案は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に記載されている業務改善の内容を実現するよう求めるものであるから、報告書の趣旨に沿った提案の実現を要望する。  なお、同様の支障を抱える地方公共団体が多くある中で、仮に今回の回答が当該研究会の報告書に対する正式な検討結果であるのであれば、検討過程等を含めてその旨を広く周知いただきたい。</p>	<p><b>【名古屋市】</b>  ご回答のとおりであるが、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成27年12月地方公共団体の財務制度に関する研究会)の指摘のとおり、より実態に即した制度に見直す必要があり、措置を求めるものである。  <b>【広島県】</b>  相手方の行為が年度内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、繰越手続を行うことは現実的ではないと考えられる。実態に即した検査日が検査調書に記載されるためにも、「履行があった日」の解釈を見直すべきである。</p>	<p><b>【全国市長会】</b>  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。))については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。	総務省	須賀川市、石岡市、千葉県、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川県、山梨市、静岡県、島田市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市	○健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多く、複数の特別会計や企業会計を有する本市においては、数値の転記作業等によりケアレスミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムにて行われる突合チェックを人海戦術により行うしかないと、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 ○昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 違約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	経済産業省	石岡市、富山県	○違約金支払い手続きが簡素化されるので、本県としても賛同する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受け立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものとする。</p>	<p>総務省において作成している全国統一的な様式に基づき算定している財政健全化判断比率の報告については、自治体戦略2040構造研究会の基本的方向性に示されているように、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用することが望ましいと考えている。</p> <p>既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動転記し、同比率の算定様式に出力できるようにするなど、既存のシステムの改修も含めて、積極的に対応されたい。</p>	<p>【静岡県】 現在、国主導のもと、地方公会計の活用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、健全化判断比率等の算定については、まさに「見える化」の一環を担っている。全国統一的な取組を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。</p> <p>健全化判断比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大幅削減が可能となると考えられる。</p> <p>貴省の回答では、各団体においてシステムを構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改修の方が費用対効果は格段に優れることは明らか。</p> <p>仮に、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による補正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは言えない。</p> <p>【奈良県】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。</p>	<p>【全国知事会】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。(省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あり)</p>
<p>高度化資金貸付金の違約金支払手続きについて、中小企業基盤整備機構が都道府県に対し違約金の請求書を発行するに際しては、支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある。</p> <p>そのため、中小企業基盤整備機構では請求書を発行する前に、都道府県に対し支払期日及び支払金額の事前連絡を求めている。</p> <p>この事前連絡は、都道府県の担当者からのメールやFAX等ではなく、「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」においてもその旨明記されている。</p> <p>このように、都道府県からの事前連絡は、中小企業基盤整備機構が請求書を発行するために必要なものであり、また、公文書等の正式な書面である必要はなく、担当者からのメールやFAX等でよいこととしており、都道府県にとって大きな事務負担になるものではないと考えている。</p> <p>なお、都道府県からの事前連絡は、公文書等の正式な書面である必要はなく担当者からのメールやFAX等でよいことを、中小企業基盤整備機構から改めて周知することとしたいが、その上でなお、この事前連絡が都道府県にとって大きな事務負担となっているのであれば、具体的にどのような事務負担が発生しているのかを把握した上で対応を検討する用意があるので、都道府県から中小企業基盤整備機構に相談をしていただきたい。</p>	<p>中小企業基盤整備機構から都道府県に対する違約金の請求については、機構に対する約定元金の償還をもって延滞元金及び計算期間は自ずと定まるものであるから、「支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある」との指摘は当たらない。</p> <p>そもそも、違約金については、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第42条により、「請求することができるものとする。」と定められていることから、中小企業基盤整備機構において違約金請求が必要と判断するのであれば、都道府県の依頼がなくとも、同機構から請求できるものと考えており、事務量の大小の議論ではない。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)」が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものについては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を越えるものである場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	農林水産省	新潟県、奈良県、島根県、廿日市市、愛媛県、高知県、熊本市、宮崎市	○29年災における重要変更協議案件は工法変更に伴うものが1件であったが、県経由での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかった。 災害現場の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を縮減することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの変更が生じるが、一般的な補助事業に比べ事業計画変更の記載が詳細にわたっており、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の【現状】ような変更でも重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、一般の補助事業なみの重要変更の要件に暫定通知5-1の別紙1で定めた範囲を軽微変更で行うよう求める。 ※H29年災 重要変更協議件数 34件 本案の実現により軽微変更となる件数 5件 効果約15%件数減 ○農地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県における平成29年度台風21号関連農地及び農業用施設災害復旧事業において、現時点(H30年6月15日現在)で、 重要変更協議件数 18件 本案の実現により軽微変更となる件数 2件 効果 約10%件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定箇所数約180箇所に対し約10件程度が重要変更要件に該当している。 なお、農林水産省(九州農政局)及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いただいております。工程等を含め支障をきたすことはなかった。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。 ○提案のとおり、災害復旧事業における計画変更(A種変更)基準が緩和された場合、事務手続きが相当簡素化される。 ※H25年災 重要変更協議件数 193件 本案の実現により軽微変更となる件数 191件 効果 約99%削減 ○災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができないこともあり、現場着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○H26年災において重要変更協議件数が51件であったが、そのうち本提案の実現により軽微変更となるものは51件(全件)であり、重要変更協議の件数削減、ひいては事務作業の効率化に大きく貢献するものである。 ○支障事例のとおり、災害査定までに、残土処分地まで確定できるケースは少ないこと、運搬経費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。</p>	<p>業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。</p>	-	<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)」において、工事費の額の変更協議を要する金額要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。</p>	<p>今回提案した基準を平成26年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。(84件→54件) このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減にも大きく資すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県  【重点50】	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあつては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資料(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資料約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならない、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種事務で沿海市町村に出向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	農林水産省	北海道、茨城県、神奈川県、倉敷市、高松市、新居浜市、芦屋町、八代市	○公選法における補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不明だが、公選及び知事推薦(委任)により相当数の委員がいることを考えると、公選法と同様の取扱いで支障はないと考えられる。 ○本県においても、海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る事務については、短期間に限られた人員で準備する必要があり、事務的負担が大きい。当該補欠選挙の実施基準の緩和には賛同できる。実施基準の要件としては、公選法第113条第1項第6号の市町村議会議員の例(議員定数の1/6超)などが挙げられる。 ○当団体には複数の海区あり、1人の欠員で補欠選挙を行わなければならない現行制度においては、過去に1年に5回の補欠選挙を実施したこともあり、費用面等で負担となっている。他の選挙と同様に、欠員が定数の一定割合を超えるに至った時に補欠選挙を行うことが妥当と考えられる。また、現行では任期満了前2ヶ月以内に欠員が生じた場合は補欠選挙が実施されないこととなっているが、このことについても公職選挙法と均衡を図り、任期満了前6ヶ月以内から補欠選挙を行わないように改正されたい。 ○各種選挙において補欠選挙の要件が定められているが、その中でも海区漁業調整委員会の補欠選挙の要件が最も厳格である。漁業権等をはじめとする漁業調整に関わる重要性を考慮しながらも、公選法と同等程度への改正を検討いただき、各種議会議員選挙との均衡を図るようお願いしたい。なお、県選挙管理委員会のみならず、投票となれば市町村においても相当の事務的負担が生じることになるが、当県では、平成19年8月16日の補欠選挙において投票が行われており、その準備は、7月29日の参議院通常選挙と並行して行い大きな負担となった。 ○制度改正がされ、当選人の不足数と通じて2人以上などの改正が行われれば事務負担の緩和、選挙費用の縮減につながるものの、定数が15人(農林水産大臣が指定する海区にあつては10人)といった少数であることから、公選法の補欠選挙に係る条文を準用するのであれば、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったときとするのが適当であるとする。なお、緩和は要望する。 ○身体上の問題で委員会への出席が思うようにいかず、委員の辞職の意向を持たれている漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければならないことに、関係者への負担をかけたくないという思いがあり、辞職が言い出せない状況があり、漁業者委員の心的負担ともなっている。これを明確に欠員として扱い、補欠選挙をする必要がなければ、漁業者委員への心的負担も軽減される。高齢の方が立候補される現状がある中で、心的負担となるような制度は見直す必要があると考えられる。
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	内閣府、環境省	福井県	○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最短でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求める。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率である。



各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>総理が本部長を務める農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂)の別紙8「水産政策の改革について」及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされている。</p> <p>当該事項の実施時期については、規制改革実施計画の中で「【早期の関連法案提出も含め、速やかに措置】」することとされており、今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。</p>	<p>京都府の直近の事例では、平成30年3月に、委員1人の死亡により、補欠選挙を実施(無投票)したところである。その際、人件費に加え、約100万円(開催経費、投票用紙等印刷代、市町村交付金(投票所・開票所経費等)など)の経費負担が発生したが、この経費への地方財政措置等はないため、財政的負担を感じているところである。また、人的負担として、説明会や立候補受付、投票所の準備等、延べ67人日(県選管職員:47人日、県選管地方事務局職員:4人日、市町村選管職員:16人日)を要しており、こちらも大きな負担となっている。</p> <p>本府としては、上記の支障が早期に解消・軽減できるよう、提案の本旨である補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で早期に措置いただくよう改めてお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>【内閣府】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。</p> <p>なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)(以下、「実施方針」という)によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和(全国的な制度改正に係る提案)である。</p> <p>地方公共団体が実施する原子力災害対策は、原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針等に基づき実施するものであり、本交付金は、これを特別会計法を根拠とした財政支援であって、地方公共団体へ事務・権限を委譲するものでも規制するものでもない。また、本提案が全国的な制度改正に係る提案でもないことから、本件は地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。</p> <p>【環境省】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。</p> <p>なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針は、提案の対象を①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和と規定しているところ、本提案は、地方公共団体に対する事務・権限の委譲、規制緩和でないことから、地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。</p>	<p>○「交付の目的に応じた複数の財政措置」が存在すると言うより、放射線監視という目的が更に「平常時」と「緊急時」に分割され、同様の機能を有する機器であるにもかかわらず、活用範囲がそれぞれの範囲に限定されているのが現状。それに対応して、事務処理も厳格に区分が求められている。</p> <p>同一敷地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付金の交付手続きを、ヒアリングの同時実施や経費算出に係る様式の統一などにより、関係する事務処理の面で大きく効率化が図れるのではないかと。</p> <p>○平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>